

南会ドローン中学校ドローン操縦コース運営事業仕様書（案）

1 本仕様書について

本仕様書は、発注者「福島県」が受託者「 」に委託する標記事業について、必要な事項を定めるものとする。

2 業務の名称

南会ドローン中学校ドローン操縦コース運営事業

3 契約期間

契約締結の日から令和8年2月27日（金）まで

4 業務の目的

福島県が令和7年度から実施する「南会ドローン中学校」は、ドローン寒冷地テストフィールドを活用したドローンスクールを運営し、若手ドローン人材を育成・ネットワーク化するとともに、地域内のドローン活用を促進することにより、生産性向上や新たな事業展開を図り、若手（女性）の流出を抑制することを目的としている。

本業務で運営する南会ドローン中学校ドローン操縦コースにおいては、このうち、ドローンの機体、飛行ルール等の基礎知識に加え、ドローンの点検、操作方法等を習得し、ドローンを安全かつ円滑に飛行させることができる人材を育成することを目的とする。

5 事業の内容（委託契約に基づく履行内容）

ドローンの機体、飛行ルール等の基礎知識に加え、ドローンの点検、操作方法等を習得し、ドローンを安全かつ円滑に飛行させることができる人材を育成するために必要な講習会を運営する。

（1）実施時期

- 令和8年2月27日（金）までに全受講者の受講を完了させ、「6 成果品」を納品するものとする。
- 受講定員である20名について、一連のカリキュラムを複数回に分けて実施することができるものとする。（例：1回当たり5名×4回）
- 一連のカリキュラムは、1回当たり2～3日かけて、合計講習時間を15時間以上設けるものとする。
- 一連のカリキュラムの実施日は、発注者と委託契約候補者との協議により決定するが、必ずしも連続する日程（例：月、火、水）とはならないことに注意する。

（2）受入人数

- 受講者は20名以内とし、募集から決定までは発注者が行う。
- 参考まで、受講者20名は、発注者が別に実施するドローン活用コース（ドローンの活用事例等を学ぶコース（動画受講を含む）、無料）の受講を必須とする予定である。

(3) 受講料

- 受講者1名につき、10,000円とし、受講料以外に受講者からいかなる費用も徴収してはならない。(本業務とは別に受託者が行う有料の講習を案内することは可能とする。)
- 各受講者は、受講初日に受託者に直接支払うものとする。

(4) 実施場所

- 原則として旧檜沢中学校(南会津町福米沢字大田1340-1)で実施する。
- 実施場所は、発注者において手配することから、会場使用料は委託料に計上しないものとする。

[参考] ドローン寒冷地テストフィールド(旧檜沢中学校)の使用について(南会津町)

<https://www.town.minamiaizu.lg.jp/official/soshikikarasagasu/shokokankoka/kanreiichi/3206.html>

(5) 実施内容

- 実施内容(一連のカリキュラムの内訳)については、企画プロポーザル及び委託契約候補者との協議により決定する。
- 一連のカリキュラムの内容は、「無人航空機の飛行の安全に関する教則」(国土交通省)に整合する内容とし、受託者のノウハウを用いて適宜補足することにより、初学者でも理解しやすい内容とする。
- 受講者は全員初学者であることを想定しているため、2等無人航空機操縦士と同等程度の内容を習得させることを基本とする。
- 本業務の目的は、あくまで受講者がドローンの知識と技術を身につけ、安全に飛行させることができるようにするものであることから、受託者が独自のライセンスを発行するなどの方法により、受講者の知識と技術が一定水準に達したことを認定するものとする。
- なお、知識レベルの水準は、2等無人航空機操縦士に必要とされる知識を概ね理解している水準とし、技術レベルの水準は、スクエア飛行及び円周飛行を円滑に行うことができる水準とする。

(6) 教材等

- 講習の実施に要する教材、機体等は、全て受託者が準備する。

(7) その他

- 受託者は、受講者の安全に最大限配慮するものとし、実技においては受託者が準備するヘルメットの着用を義務づけるものとする。
- 受講者が、受講日時決定後にやむを得ない事由により欠席した場合は、発注者と協議の上、別日程のカリキュラムを受講できるよう最大限努力するものとする。
- 参考まで、令和7年度から令和8年度にかけて、発注者は、いずれかの国土交通省登録講習機関と調整の上、当該講習機関が旧檜沢中学校を講習場所として登録することにより、無人航空機操縦者技能証明に係る修了審査まで行うことができる体制を構築し、南会ドローン中学校を当該技能証明に対応させることを検討している。

- 参考まで、受講者（20名想定）は、発注者が行う交流会等によりネットワークを構築し、南会津地方におけるドローンの活用、普及等のために活動していただくことを想定している。

6 成果品

委託事業の実績報告書（任意様式）

7 仕様の変更等

（1）仕様の変更

委託契約の締結後に本仕様書の内容を変更する必要がある場合には、あらかじめ発注者と協議し、承認を得ること。

（2）仕様書記載外の事項

本仕様書に記載されていない事項又は記載内容に疑義が生じた場合は、発注者と受託者の協議により定めるものとする。

8 その他

- （1）受託者は、本仕様書及び発注者の指示に基づき、業務を忠実かつ確実に履行すること。
- （2）業務の実施に当たり届出等が必要な場合には、遺漏なく行うこと。
- （3）業務を実施するために必要な打合せを随時行うこと。また、発注者へ業務の進捗状況を随時報告すること。
- （4）業務を通じて知り得た情報は機密情報として取り扱うこと。また、業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じること。
- （5）業務の実施に伴う成果物の権利は、発注者に帰属するものとする。
なお、業務の実施に当たり、著作権の取扱いには十分注意すること。
- （6）受託者は、業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ発注者の承認を受けた場合には、業務の一部を委託することができるものとする。